

平成30年4月2日現在

1. 商品名	・しんきん合理化ローン
2. ご利用いただける方	・3年以上同一事業を営む法人及び個人事業主の方
3. お使いみち	・事業の合理化や経営安定に必要な設備資金や日常の運転資金にお使いいただけます
4. ご融資限度額	・100万円以上5,000万円までお借入いただけます（10万円単位）
5. ご利用期間	(固定金利の場合) ・運転資金 7年以内（3ヶ月据置期間を含みます） ・設備資金 10年以内（6ヶ月据置期間を含みます） (変動金利の場合) ・運転資金 10年以内（3ヶ月据置期間を含みます） ・設備資金 15年以内（6ヶ月据置期間を含みます）
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます ・変動金利の場合、当金庫の短期プライムレートの変更に連動します
7. ご返済方法	・元利金等返済または元金均等返済をお選びいただけます
8. 担保・保証	・原則として不動産担保、または新潟県信用保証協会の保証付となります
9. 保証人	・個別相談となります
10. 手数料・保証料	・保証料については信用保証協会の基準に応じた9段階の料率となります（詳しくは窓口へお問合せください）
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-971-951）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。 ・結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 <p>また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問合わせください。</p>